

防災対策条例調査特別委員会

(平成30年6月21日)

○ 小林博次委員長

それでは、ただいまから防災対策条例調査特別委員会を開かせていただきます。

きょうは条文素案の検討、これ、全体の調整で提案します。それから、二つ目に行政要望について確認をさせていただきます。

ということが今日の流れなんですけれども、条文素案の全体はここを修正するというよりは、修正し終わったやつを皆さんの前にお配りをさせていただきました。あと、どこをどんなふうにしたかったかというのは事務局から説明をさせますので、そういうことでよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、1番目の全体調整による修正で事務局から修正箇所、これの説明をさせたいと思います。

○ 伊藤議会事務局主事

事務局、伊藤と申します。よろしくお願いいたします。

前回、正副委員長の一任に基づきまして調整を全体として行わせていただきました。

今回、資料としては3点ございます。

まず、めくっていただいて全体調整一覧とあります4枚ものの紙資料、続きまして——ちょっと分厚いですね——両面刷りの分厚い資料、こちらがこれまで条例素案として検討していただいたものに全体調整の内容の変更を加えたもの、そのまた次にありますのが条例素案の中身、条例のみを抜き出して実際の条例の形とした資料となります。

戻っていただきまして、全体調整一覧のほうをごらんください。

こちらのほう複数条例にわたる変更とその下に各条文における変更というものを二つご用意をしておるんですけれども、各条文の変更については細かな内容も含んでおりますので、その説明については割愛をさせていただきたいと思いますので、紙資料でのご確認をお願いいたします。

複数条文にわたる変更というものは内容的にも大きなものとなりますので、ご説明をさせていただきます。

ではまず、1点目が市民等の使用についてでございます。

こちら、従来より本条例では市民と通勤、通学をする者をまとめた市民等というものを

第2条、定義にて定義しまして条文の中で使用しておりました。こちら、使い分けとしましては、市民に求める責務を含んでおる場合には市民、責務を含まず、広く受益として位置する場合には市民等を用いておりましたけれども、こちらのほうで再度調整を図ったものが今回の全体調整の変更ということになります。

次、2点目、各条文の順番についてです。

こちら、これまで条例素案としましては条例骨子案の連番順に基づいて検討をしております、第2章以降につきましては、こちらの連番のものをそのまま条文の順番として配置しておりますけれども、第1章総則につきましては、主体の並び順について以前にご意見をいただいておりますので、改めてこちらのほうで他市の条文例などを再確認したところ、今回、大津市や豊田市といった議会の責務を同じく持つておる市町村に倣って以下の順番ということにさせていただきます。

こちらのほう、順番の変更に基づきまして、条文などにおける主体の並び順というものについても、この条例の順番に基づいて変更というのを行わせていただいております。

3点目が及び議会について、こちら、従来より前文、基本理念のほうに市及び議会というような文言のほうを使用しておったんですけれども、条例の解釈上、市の中に議会は含まれることになるため、不都合が生じるということがわかりました。この不都合を解消させていただくために今回該当条文の議회를削除させていただき、解説のほうでは本市、議会を含めた本市というような内容に変更する形で整理を行っております。

事務局の説明としては以上となります。

○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

急所、きょうの議論の大事な部分は市には地方自治法で第1条の3、地方公共団体を普通地方公共団体及び特別地方公共団体とする。2、地方公共団体は都道府県及び市町村とする。3、その次に第89条、普通地方公共団体に議회를置く。第139条、都道府県に知事を置く。2、市町村に市長村長を置く。これが地方自治法ですが、議会というのは市の中に含まれる、こういうことですので、まず、そのあたりをご理解いただいて作業を進めたいと思います。

ほかの市町の条例も市という中に全部含まれている議会が、こういう整理がされていまして、ここもそんなふうな整理をさせていただきたいと思いますが、それでよろしい

でしょうか。

そうすると、さっき修正を申しあげましたそういう内容で既に皆さんのところにお配りをさせて読んでいただいているというふうに思っていますけれども、ご意見があったら出してください。

会派の中でも特に意見は、私のほうには来ていませんから多分いいのかなというふうに理解をしていますが、よろしいでしょうか。

理事者のほうはよろしいですか。よろしいか。

(なし)

○ 小林博次委員長

はい。ありがとうございます。

それでは、1の条文素案、これは全体調整をしたものを確認させていただきました。よろしくをお願いします。

それじゃ、その次に行政要望について確認をさせていただきます。

事務局、ちょっと説明してくれるかな。

○ 伊藤議会事務局主事

事務局、伊藤と申します。

今回、資料としましては3枚ございます。

まず、1枚目がありますのがこちら、以前にありました七つの方策というもののフォーマットを用いて、仮の形で構成させていただいた行政要望というものを今回用意させていただきました。

内容としましては、以前よりいただいておった行政要望のほうを数件つなぎ合わせた形で構成をしております、その構成の内容がわかるものが2枚目ですね。条文、行政要望素案と反映した候補一覧、こちらのほう、1と連番が振ってございますのが1枚目の七つの要望となっておりますものと同じ文言が入っております、その下、日付などがあるものがその内容に基づいた行政要望の候補ということでの配置になっております。

採用したものについては、こちらの1枚に確認いただけるものとなっております。

3枚目のほうにつきましては、行政要望の中で今現在としては反映をさせてもらって

ない候補ということで載せさせていただいているものとなります。

説明としては以上でございます。

○ 小林博次委員長

これ、ざっと整理をしましたが、このあたりは余り議論されていませんから、ご質問なり意見があれば出してください。

まとめ方としては幾つかの整理をして、1から7の項目に整理をしました。

これで説明なしか。

○ 伊藤議会事務局主事

そうですね。読み上げさせていただきますでしょうか

○ 小林博次委員長

そうやな。ちょっと事務局から説明させます。

○ 伊藤議会事務局主事

では、読み上げのほうさせていただきます。

提言、四日市の防災力を高める7つ要望。

基本となる考え方。

当委員会では、沿岸部に日本有数の石油化学コンビナートを有する産業都市の特色を踏まえ、市民の生命を守り、発災時に被害を最小限に食い止め、早期に力強く復旧・復興に向けて立ち上がる「災害に強く、災害対応力に優れたまちづくり」を目指すため、議論を尽くした中で得られた有用な意見を防災対策基本条例に盛り込んでいますが、実現可能性や具体性の面から惜しくも条例には盛り込めない意見もありました。これらの意見をさらなる防災力向上のために、四日市市がこれから取り組むべき方策として取りまとめました。

1. 石油コンビナート関連情報を記載した防災マップの作成。

災害発生時における石油コンビナート設備の危険を回避するため、周辺地域の住民に災害想定や行動指針をあらかじめ提供しておく必要がある。

震度や津波による火災等の発生危険度や周辺地域の影響度、地下パイプラインなどの施設配置や液状化現象危険区域、災害発生時の避難経路などの防災情報をわかりやすく記載

した防災マップを作成し、提供するとともに、実地での訓練を行うべきである。

2. 積極的な官民連携の推進。

民間事業者等とは災害時応援協定や防災訓練等を通じた連携を図っているが、事業者が持つ優れた防災関連技術を本市の防災対策に活用するといった官民連携はあまり進んでいない。

防災アプリやSNSによる防災情報の共有、先端技術を用いた情報伝達体制の構築、建設機械を用いた交通網の確保などの対策を、本市のニーズを研究し、それに対応する技術を持つ民間業者と連携を図る視点にたって、推進すべきである。

3. 要支援者への対応の強化。

高齢化に伴い、災害時に支援を必要とする要支援者の増加が想定される。各地区において、避難行動要支援者名簿を作成しているが、要支援者の保護及び災害時の適切な運用のため、災害時以外にも避難行動要支援者名簿を活用する体制を構築すべきである。

市民から平常時における緊急事態にも利用する形で情報提供を受け、運用にあたっては、地域の拠点である地区市民センターが、関係部局と連携し、夜間・休日を含めて対応すべきである。

4. 様々な避難行動を想定した避難対策の実施。

避難勧告及び避難指示発令時には、各地区の指定避難所への避難が主に想定されるが、市民の避難行動はそれぞれの事情や判断により大きく異なる。津波の危険を避けるために沿岸部の市民が内陸部へ避難したり、滞在場所を確保するために自家用車で避難したりすることなどが想定される。

市民の安全を確保するため、沿岸部から内陸部への避難を想定した避難所配備、自家用車での避難を想定した対応の整備など、市民の様々な避難行動を想定した対策を検討すべきである。

5. 避難所の生活環境の向上。

避難所生活は、設備不足や暑さ寒さ、密集環境などから、避難者に多大なストレスを与えるとともに、感染症をはじめとする重大な健康被害を発生させるおそれがある。

トイレ、給水設備、空調設備等の充実、医療関係者による巡回体制の整備などの対策を推進すべきである。同時に、不足しやすい女性トイレを重点的に増設するなど、多様な主体の視点を取り入れたきめ細やかな対策を実施すべきである。

6. 交通網の計画的な整備。

避難や応急対応において交通網の確保は極めて重要であり、津波、河川の氾濫、液状化、その他障害物等の数多く存在する交通上の緊急事態に備えた対策を強化する必要がある。

液状化の調査及び対策、道路の拡張、電柱の耐震化・地中化などを段階的に推進するとともに、主要道路が寸断された場合の道路啓開や迂回路確保の体制をあらかじめ整備すべきである。

7. 大阪府北部地震の反省を踏まえた対策の実施。

大阪府北部地震（平成30年）ではブロック塀の倒壊によって、下敷きになった児童が犠牲となった。また、老朽化した水道管が相次いで破裂したことによって、インフラ全体が大混乱となった。

本市においても、塩化ビニール製の水道管が破裂し、一部地域で濁水の被害が発生した。都市防災の脆さがあらためて明らかとなる中で、これらへの対策を早急を実施しなければならない。

通学路をはじめとする公道上において、倒壊や落下の恐れがある構造物の総点検を行い、危険個所の周知等を実施するとともに、既存の水道管を点検し、更新や改修を実施すべきである。

以上となります。

○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

委員の皆さんから出していただいた要望を七つにまとめたやつを七つの中に入らなかったやつと2種類あります。2種類とも行政要望は出していきたいなと思っています。

まとめたものはこちらでも説明した、そういうことです。

真新しいのが6月18日の大阪府北部地震のこれを捉えて、四日市の現状を踏まえた要望をしておく必要があるのと違うかなということで、特に大阪府のやつはブロック塀の倒壊で児童が犠牲になったわけですから、四日市でもすかさずブロック塀の点検を教育委員会でおやりいただいたかなとこんなふうに思っています。

その前に四日市市建築防災センターというNPOがありまして、そこが市の委託を受けて、鉄筋の入っていないブロック塀、1m以上のものは全部解体、撤去が終わっています。ですから、通学路に新しく建ったやつは別ですけど、古いやつで危険な場所というのは存在しないかなとは思っています。鉄筋が入っていて頑丈そうな構造に見えるやつで落とし

穴がひよっとして残っているかわかりませんから、その辺は点検していただく。

それから、テレビでしか私確認していませんが、塩化ビニール製の水道管が四日市でひびが入って水漏れがあったということで報告をされています。

それから、一部の地域で濁水被害が発生したということで、これ、実は両方ともやっぱり問題ではないのかなと。例えば前に古い鑄鉄管は海岸線に埋管したやつは取り出してここはだめで削ると鑄鉄管削れるんで、水の外へ出して干しておくとか次の日はかちかちで削れない。だから、折れたりする危険はあったのかなと。それが今はダクタイト鑄鉄管にかわってS型継手、ゆすっても抜けない、こういう継手に全部かわっている。

それから、石綿管、エタニットパイプについても健康被害の問題がありましたから、全部鑄鉄管にもしくは塩ビ管に取りかえがあります。ただ、北部地域で日常的に水道を掃除しておかないといけません、老朽管取りかえの速度がおそ過ぎて、震度4ぐらいで濁ってしまうというんでは、ほら本番になったら一体どういうことになるのと、幾ら下水道がそこにあるから延びるよと言われてみても、濁っておって全然あかんのやないのっていうのや、そういうことになるんで、改めてやっぱり、こういうものを点検し直す。

それから、10t車が乗ってもええ塩ビ管は四日市のやつ、一番値段の高いやつで壊れないよというのをに入れてもらったと思うんやけど、それを震度4で漏水した、塩ビ管にひびが入って漏水、これはちょっと大問題ではないのかなと。震度6強になったら、全部いかれてしまうと違うのと、そういう不安もあるので、ここら辺はあわせてきちっと点検をして、だめなら取りかえをしてもらう、こういうことが要るのと違うかなということで、ここに7番目の項目として挙げさせていただきました。この項は議論していませんから。

それから、この集約の仕方についても何かあれば出していただいて、それともう一つはパブリックコメントをやった後、市民から出てくるものの中に行政要望を入れたほうがいいよというのがあるかもわかりませんから、最終的にはこれに追加するという感じがあるかわかりませんので、その辺だけちょっと含んでおいていただきたいと思います。

それじゃ、質疑があればお受けして中身をコンクリートしていきたいと。

○ 樋口博己委員

ちょっと質問というか、再度の確認なんですけど、行政要望には提言ということでなく、これを提出するという意味合いですか。

○ 小林博次委員長

全部提出します。

○ 樋口博己委員

こちらも。

○ 小林博次委員長

はい。議員提出を集約したのは集約した方で、集約していないのもありますから。両方とも出します。こういう委員の要望があるということについては。

集約、この中に入れる方も出してあります。余りようけになると。

○ 森 康哲委員

先ほどの最後に委員長に説明していただいた水道管のことですけれども、今でも火災事案が発生すると周辺の濁水が発生して広報に走り回るということが四日市市内でも起こっているわけですね。これが大規模災害になればなおさらのこと、ということだと思っんですけれども、これ、どのように反映、この条例の中に盛り込んだらいいでしょうかね。

○ 小林博次委員長

行政要望で処理ができればなと思っています。

○ 森 康哲委員

行政要望。

○ 小林博次委員長

はい。だから、7の項で特出しにして要望する。

○ 森 康哲委員

要望。それもちよつと確認してもらってもよろしいです、今のほうと。

○ 小林博次委員長

いいですよ。

○ 坂倉消防本部消防長

消防長の坂倉でございます。

ちょっと水道管の強度につきましては私ども消防ではございませんけれども、今森委員から火災時の濁水の現状でございますけれども、当然火災時は消火栓に消防車をつけて大量の水を本管、100ミリ以上の本管から引くということでございます。

当然全て濁水が起こるということではないんですけれども、かなりの確率で周辺の水が少し濁るということはございまして、私ども火災が発生すれば消火後は地元消防分団のご協力も得ながら、周辺には濁水が起こっているのです、少し水道の蛇口をあけて水を出して確認してくださいと。そういったような広報をしているというのが現状でございます。

あと、加えて訓練でも、自治会の方が消火栓を使うということもございます。そういったときはあらかじめ消防本部に連絡をいただいて水道局に連絡をする、そうすると、あとその消火栓をあけるときの取り扱いも急激にあけるとやっぱり水量が出て濁水が起こることがございますので、その取り扱いについても十分留意していただきたいということで広報を行っておると、これがちょっと私の消防本部としての現状でございます。

以上でございます。

○ 加納康樹委員

正副委員長のほうでまとめていただいたこの七つの要望という形で問題ないと思います。

その7番目のところに今、ことし出すやつなんで大阪府北部地震のやつも入れていただいたのもいいんじゃないのかなと思っています。

ただ、非常にまた細かいところで1点だけ確認なんですけど、この七つの要望でまず一番最初に基本となる考え方の1行目、沿岸部に日本有数の石油化学コンビナートを有する……。それ1番目の項目、1のアンダー線のところにいくと、石油コンビナート関連情報を記載したということで、冒頭だけ化学が入っていて、あとは化学が入らないというのは特段意味があるんでしょうか。

○ 伊藤議会事務局主事

事務局、伊藤と申します。

ちょっと基本となる考え方につきましては、以前に七つの方策、同じフォーマットの形であったものを取りあえずの形でつなげて今構成させていただいておただけですので、文言の整理というものをさせていただいていなかったというところであります。

今回、1番目としては2. 石油コンビナートという文言を使用しておりますので、どちらかとなると今現在の基本となる考え方は石油化学コンビナートとなっているのが石油コンビナートに統一を図る、もしくは化学をつけたほうが良いというご要望があれば、そちらのほうに統一させていただきます。現在、まだそういった統一が図られていない状態ということになっております。

○ 加納康樹委員

私としまして特段の思いがないので、そういう状況であればどちらかに統一していただければと思います。

以上です。

○ 樋口博己委員

済みません、先ほど確認のちょっと続きになってしまうんですけど、これはまとめていただいているというイメージで、これでいいと思います。

こちらと一緒にと言われると、議員の個人の名前とかあるので、これをというよりはこれに補足するような詳細のというイメージでいいんです……。

○ 小林博次委員長

そうです。名前も消します。

○ 樋口博己委員

そういうふうですね。わかりました。ちょっとそれだけ気になったんで、済みません。

○ 山口智也委員

この場でも一度お話しさせてもらったがあるんですけども、要支援者の避難訓練に要支援者の方にぜひ参加をしていただいて、訓練をしていただきたいというお話をさせていただきましたので、この七つの要望の3のところに入れていただくのか、それか反映され

ていない候補の一覧というところの伊藤嗣也委員がおっしゃっていただいた要配慮者への避難対策というところに加えていただくか、そういった要素を少し入れていただくと、ちょっと思いがありましたので、ぜひご検討いただければありがたいなと思っています。

○ 小林博次委員長

3の要支援者の対応の強化の中に要支援者も含めて避難訓練というのが必要かなと思いますので、そのあたりは3のほうに少し加筆していくということでどうでしょうかね。

消防か危機管理監、よろしいか、それで。

じゃ、そんなふうな扱いでさせていただきます。

ということで、よろしいですか、全体。

じゃ、こんなふうなまとめをさせていただいて、今後はパブリックコメントにかけていく、そんな作業をさせていただく、手順としては議長のほうにかけるの。

○ 西口議会事務局課長補佐兼調査法制係長

そうですね。事務的にまだ進めていただければと思います。各派代表者会議には出しますので。

○ 小林博次委員長

今、ご提案いただいた点を正副委員長にお任せさせていただいて、それをまた配信させていただきますが、パブリックコメントにかけさせていただきたいなと思っています。

それじゃ、その次の日程に移りたいと思います。

ここには6月26日を予定していましたが、これ、必要かね。

○ 伊藤議会事務局主事

事項書には予定はない状態ですね。

○ 小林博次委員長

ないか。それじゃ、予定もしていないということやからないということ。

○ 伊藤議会事務局主事

必要ということであれば。

○ 小林博次委員長

わかりました。予定していないということで、フライングです。

それから、この前出ていました塩浜地区のパブコメの拡大、出血サービス、これが7月11日、晩の6時半。場所はどこやったっけ。事務局、説明して。

○ 西口議会事務局課長補佐兼調査法制係長

事務局、西口でございます。

7月11日の18時半、塩浜地区市民センターの2階のホールのほうで会議のほうが開催されるというご連絡をいただいておりますので、そちらのほうに正副委員長がご出席をいただくというふうなことでござっております。

○ 小林博次委員長

ということで、出れる人は出ていただいているのではないのかなど。

有志のという格好になります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

きょう予定しました項目は以上でございますので、これできょうの委員会は閉じさせていただきます。あとパブコメの日にちは、事務局。

○ 西口議会事務局課長補佐兼調査法制係長

本日確認をとらせていただいたというふうなことで、順次準備のほうを進めさせていただきまして、最終日、7月4日の各派代表者会議のほうにご報告をさせていただきまして、以後、7月5日の日から早ければ手続を始めさせていただきたいと思ひます。概ね1カ月の期間をパブリックコメントというふうなことでとらせていただきまして、8月に入りましたら再度意見を集約させていただきまして、皆様にお集まりをいただき、このような意見が出てきた、それに対する回答案というふうなことをまたお示しをさせていただきたいと思ひますので、それを踏まえて原案のほうを修正していく、説明のほうに追記をしていく等々の修正をどのような形で図っていくかで回答についてはこの内容でいいのかどうかというふうな確認を改めてしていただくというふうなことでござりますので、よろしくお願ひいたします。

○ 小林博次委員長

じゃ、8月にまた予定させていただきます。

きょうの委員会はこれで閉じさせていただきます。ありがとうございました。

14 : 01 閉議